

## 全国優良経営体表彰実施要領

平成22年4月1日付け21経営第7194号  
農林水産省経営局長通知  
改正平成23年4月1日付け22経営第7260号  
農林水産省経営局長通知  
改正平成25年5月29日付け25経営第454号  
農林水産省経営局長通知  
改正平成28年4月26日付け27経営第3158号  
農林水産省経営局長通知  
改正平成29年3月14日付け28経営第2985号  
農林水産省経営局長通知  
改正平成30年3月12日付け29経営第3235号  
農林水産省経営局長通知  
改正平成31年3月27日付け30経営第2910号  
農林水産省経営局長通知  
改正令和元年5月7日付け31経営第320号  
農林水産省経営局長通知

### 第1 趣旨

この要領は、自らの農業経営の改善、先進的な生産技術の活用、6次産業化、消費者ニーズを踏まえた独自の市場開拓の取組、農業の「働き方改革」に取り組むなどの、意欲と能力のある担い手の一層の経営発展を図るため、農林水産功績者等表彰規程（昭和29年農林省訓令第9号）第4条ただし書及び第6条ただし書の規定に基づき、これらの取組において優れた功績をあげた者及び次世代の担い手育成、農地の集積・集約化の推進等の担い手の経営発展を支える取組において優れた功績をあげた者に対する農林水産大臣（以下「大臣」という。）、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）及び別に定めるところにより大臣の承認を受けて設置される全国担い手育成総合支援協議会（以下「全国協議会」という。）の会長の賞状の授与について、必要な事項を定める。

### 第2 実施主体

この表彰は、農林水産省及び全国協議会の共催により行う。

### 第3 表彰の対象となる取組及び表彰を受ける者

(1) 表彰の対象となる取組は、以下のとおりとする。

- ① 経営改善部門  
自らの農業経営の改善、規模拡大や所得向上などの取組
- ② 生産技術革新部門  
生産現場におけるロボット技術による作業の効率化、ICTによる生産管理、複数作業を可能とする農業機械による低コスト化などの農業経営における先進的な生産技術の活用の取組
- ③ 6次産業化部門  
食品産業や他の農業者等と緊密に連携して実施される農業生産と一体となった加工・販売や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進する6次産業化（輸出を含む。）の取組
- ④ 販売革新部門

消費者ニーズを踏まえた独自の市場開拓、特色ある農産物の強みを生かした生産・販売などの顧客に新たな価値を提供する独創性のある農業経営の取組

⑤ 働き方改革部門

生産性が高く、「人」に優しい職場環境づくり（農業の「働き方改革」）の取組

⑥ 担い手づくり部門

ア 担い手の経営発展を支えるための農業技術の指導、経営相談への対応などの取組及び新規就農希望者や独立・自営就農希望者の研修受入れなどの次世代の経営体の育成の取組

イ 農地中間管理事業等を効率的かつ効果的に活用した農地の集積・集約化に関する現地でのコーディネートなどの取組（前年度までの過去3年度において、コーディネート活動を行った結果、農地中間管理事業を活用して農地集積・集約化が行われた地区（農業集落、大字、学校区等、人・農地プランの作成及び実行のための実質上の話合いの単位となっているものをいう。以下「対象地区」という。）が3地区以上あるものに限る。）

（2）賞状は、以下に該当する者に対して授与する。

① （1）の①から④まで掲げる部門にあつては、当該部門の内容に沿って積極的に活動している認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいい、同法第23条第7項の規定に該当する特定農業法人を含む。）のうち、その経営規模が農林水産省表彰要領（昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達）別表②の「経営」欄の各部門ごとに規定する最低基準（以下「最低基準」という。）を満たしているもの

② （1）の⑤及び⑥のアに掲げる部門にあつては、当該部門の内容に沿って積極的に活動している農産物の生産（委託を受けて農作業を行う場合を含む。）を行う農業者（集落営農組織を含む。）のうち、その経営規模が最低基準を満たしているもの

③ （1）の⑥のイに掲げる部門にあつては、当該部門の内容に沿って積極的に活動している者（農地利用最適化推進委員（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員をいう。）又は農業委員（以下「推進委員等」という。）を除く。）又はチーム（チームの全ての構成員の氏名及びそれぞれの業務分担が、都道府県又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条第1項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けた者をいう。以下「機構」という。）が作成する規約や体制図等において明確になっており、かつ、定期的に打合せが実施されているもの）に限り、推進委員等が構成員に含まれているものを含む。）

（3）なお、過去に大臣賞の受賞歴があるもの（前回受賞時と比べ取組が著しく進歩・発展していると全国優良経営体表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）が認めたものは除く。）又は当該年度における表彰で大臣賞若しくは農林水産省の内部部局及び外局の長の賞状の受賞が確定しているものは除く。

#### 第4 大臣表彰

大臣の賞状は、第3の（1）の①から⑥までに掲げる各部門（以下「各部門」という。）ごとに経営体等（第3の（1）に掲げる部門の取組を行った個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）に授与する。

各部門の授与点数は以下のとおりとする。

なお、①の経営改善部門は、農業分野での女性活躍の観点から、女性が経営に参画する経営体等に授与する場合にあっては、経営改善部門（女性活躍）として授与するものとする。

- ① 経営改善部門 4 以内
- ② 生産技術革新部門 3 以内
- ③ 6次産業化部門 2 以内
- ④ 販売革新部門 2 以内
- ⑤ 働き方改革部門 1 以内
- ⑥ 担い手づくり部門 3 以内

## 第5 経営局長表彰

経営局長の賞状は、各部門ごとに経営体等に授与する。

各部門の授与点数は以下のとおりとする。

なお、①の経営改善部門は、農業分野での女性活躍の観点から、女性が経営に参画する経営体等に授与する場合にあっては、経営改善部門（女性活躍）として授与するものとする。

- ① 経営改善部門 4 以内
- ② 生産技術革新部門 3 以内
- ③ 6次産業化部門 2 以内
- ④ 販売革新部門 2 以内
- ⑤ 働き方改革部門 1 以内
- ⑥ 担い手づくり部門 3 以内

## 第6 全国協議会会長表彰

全国協議会の会長は、大臣表彰又は経営局長表彰に準ずる者と認められる者に対して各部門ごとに賞状を付与することができる。

## 第7 表彰手続

### 1 都道府県段階における推薦

(1) 都道府県知事又は都道府県農業再生協議会、都道府県担い手育成総合支援協議会、都道府県認定農業者協議会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県農業法人協会その他の関係機関（以下「都道府県知事等」という。）は、認定農業者の経営発展の取組及びこれを支える取組についての優良事例を把握（認定農業者等の自薦を含む。）し、市町村や都道府県普及指導センター等の関係機関の意向にも配慮しながら推薦調書（別紙様式第1号）を作成することができる。

(2) 都道府県知事等は、推薦調書に部門ごとに定められた選定調書（別紙様式第2号から第5号まで）を添付して、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）宛に推薦することができる。

### 2 事前審査

地方農政局長は第7の1により推薦のあった経営体等について、別表第1から第4までの選賞審査基準に基づき、各部門ごとに審査を行い、審査した結果を部門ごとに定められた事前審査検討表（別紙様式第6号から別紙様式第9号まで）にとりまとめの上、都道府県の推薦調書及び選定調書を添付して、毎年6月15日までに経営局長及び全国協議会の会長に提出する。

### 3 選賞審査

- (1) 経営局長は、推薦のあった経営体等の選賞審査を円滑に進めるため、全国協議会の会長と連携し、審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会は、第7の1及び2により推薦された経営体等について書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を実施し、これらの結果に基づき、各部門ごとに大臣賞、経営局長賞及び全国協議会会長賞を決定する。
- (3) なお、選定に当たっては、別表第1から第4までの選賞審査基準に従うものとする。

### 第8 その他

- 1 第4の規定に基づき大臣の賞状の授与を受けた者（ただし、第3の(1)の⑥のイに掲げる部門について大臣の賞状の授与を受けたものは除く。）は、農林水産祭開催要綱（昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達）第4の3の(1)に掲げる6部門（農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産及び多角化経営）のいずれか1部門及び第4の3の(4)に掲げる女性の活躍に係る表彰の出品財とすることができる。
- 2 農林水産祭において、夫婦連名大臣賞表彰を推進し、女性の活躍の出品財の充実を図る観点から、本表彰では、配偶者の貢献度が極めて高い場合は、夫婦連名による推薦を可能とする。
- 3 本表彰に当たって取得した個人情報については、全国優良経営体表彰における経営紹介や、事例集等の資料作成等を通じて公表されることがあることについて、あらかじめ調査対象者の合意を得た上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に基づき、適正に管理するものとする。
- 4 農林水産省は、本表彰の実施に係る事務を委託できることとする。

### 附 則

- 1 この通知は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別表第1) 選賞審査基準 (第3の(1)の①から④まで)

審査項目	審査基準
1. 経営規模拡大の達成状況	○農業経営改善計画における経営規模目標を達成している、又は達成することが見込まれること。
2. 農業所得等の達成状況	○農業経営改善計画における主たる農業従事者1人当たりの農業所得目標を達成している、又は達成することが見込まれること。 ○現在の主たる農業従事者1人当たりの農業所得額が当該市町村の基本構想の水準を上回っていること。
3. 経営の合理化の取組状況 (1) 生産方式の合理化	○農業経営改善計画における経営規模目標に即して、機械・施設の整理・合理化が図られていること。 ○農業経営改善計画における農用地の利用条件の目標に即して、農用地の面的集積、連担化・集団化が図られていること。 ○作目・部門別に優良品種の導入、作付体系の改善、ブランド化などにより、収量・品質の向上等の取組が図られていること。
(2) 経営管理の合理化	○家族間の役割分担、簿記記帳などの経営管理の合理化が図られていること。 ○青色申告、複式簿記、経理担当者の育成、専門家の活用、各種認証の取得などの経営管理の合理化が図られていること。
(3) 農業従事の態様改善	○休日制や臨時雇用の導入など労働負担軽減等が図られていること。 ○社宅の設置、社員研修、雇用保険加入などの農業従事者の労働環境の整備等が図られていること。
4. 農作業労働時間の省力化	○農業経営改善計画における主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間が目標を達成している、又は達成することが見込まれること。 ○現在の主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間が当該市町村の基本構想の水準を下回っていること。
5. 法人化への取組	○法人化を行った、若しくは将来の法人化に向けて計画を行っていること。
6. 経営の内容、各部門の特徴的な取組、地域への貢献等 (1) 経営の内容・経営者としての資質	○収益性(所得、資本収益性等)、生産性(土地生産性、労働生産性等)、財政面の持続性・安定性(自己資本比率、負債額等)、革新性、IT等の活用による経営管理の高度化、経営の多角化・複合化など経営の安定化、販路拡大や商品開発など消費者ニーズへの対応、就業環境の改善、食品安全、自己の経営の客観的な評価・分析等に取り組んでいること。 ○困難な状況の克服、明確な経営哲学、後継者の育成・確保、経済変動への対応力等を備えていること。
(2) 各部門の特徴的な取組	(経営改善部門) ○経営改善の目標達成に向け、経営規模拡大、農業所得等の増加、経営の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様改善、農作業の労働時間の省力化等が図られ、明確な群を抜く特徴を有し、特に評価できること。 ○現在のビジネスモデルで更なる発展が見込まれること。  (生産技術革新部門) ○先進機器等技術の導入に新規性があり、技術の導入により作業の効率化・省力化、低コスト化、収益性向上、高品質化等が図られる等通常の技術の導入と比較し、客観的(定量的・定性的)に明確な群を抜く特徴を有していること。 ○経営の安定性、収益性、成長性等が図られ、特に評価

	<p>できること。 ○他の事業者に先駆けたビジネスモデルを構築し、更なる発展が見込まれること。</p> <p>(6次産業化部門) ○6次産業化の取組が、付加価値の創造、他の地域の同品目からみでの差別化、地域の特性が活かされていること等、明確な群を抜く特徴を有していること。 ○経営の安定性、収益性、成長性、農山漁村の所得や雇用の創出等が図られ、特に評価できること。 ○現在のビジネスモデルで更なる発展が見込まれること。</p> <p>(販売革新部門) ○市場開拓・販売手法等の取組が、マーケットインの発想で行なわれ、独創性の観点から、明確な群を抜く特徴を有していること。 ○経営の安定性、収益性、成長性等が図られ、特に評価できること。 ○他の事業者に先駆けたビジネスモデルを構築し、更なる発展性が見込まれること。</p>
(3) 地域への貢献	○地域の新規就農者等の育成への関与、地域の経営のモデルケースとしての波及の可能性、指導力、地域環境への配慮、地域社会への貢献等に取り組んでいること。

(別表第2) 選賞審査基準 (第3の(1)の⑤)

審査項目	審査基準
1. 経営規模拡大の達成状況	○農業経営改善計画における経営規模目標を達成している、又は達成することが見込まれること。
2. 農業所得等の達成状況	○農業経営改善計画における主たる農業従事者1人当たりの農業所得目標を達成している、又は達成することが見込まれること。 ○現在の主たる農業従事者1人当たりの農業所得額が当該市町村の基本構想の水準を上回っていること。
3. 労働生産性の向上	○農業の「働き方改革」の取組により、労働生産性が向上していること。 労働生産性 = (a + b + c) / d a : 営業利益 b : 人件費 c : 減価償却費 d : 総労働時間
4. 働きやすい職場環境づくり	○労働関係法令を順守していること。 ○通年雇用の実現、社員研修、福利厚生の実施等、従業員にとって、働きやすい職場環境づくりがなされていること。
5. 経営者の意識、部門の特徴的な取組、地域への貢献等	
(1) 経営者の意識	○経営者が高い意識を持って、生産性が高く、「人」に優しい環境づくりについてビジョンを有しており、具体的な達成目標と取組内容について、公表等の方法により従業員と共有し、実践していること。
(2) 部門の特徴的な取組	○(1)の「人」を重視した取組により、経営上の成果を上げていること。
(3) 地域への貢献	○地域の農業者や関係機関等からの幅広い評価、メディアへの掲載数や広報活動等の可能性等の地域社会への貢献に取り組んでいること。

(別表第3) 選賞審査基準 (第3の(1)の⑥の(ア))

審査項目	審査基準
1. 指導者の資質	○指導農業士など地域農業者を指導する公的資格を有していること。
2. 農業への定着状況	○過去に受入れを行った独立・自営就農希望者等の研修生が農業に従事していること。
3. 研修体制の整備状況	○研修のカリキュラムが整備されていること。 ○キャリアアップ・スキルアップに向けた計画が導入されていること。 ○インターンシップやトライアル等の試用的雇用が実施されていること。 ○農業指導の経験のある研修指導者がいること。 ○協力雇用主制度に登録していること。
4. 農業教育への協力状況	○農業高校・農業大学校等の農業教育機関における講義の実施やプロジェクト研究活動への協力が行われていること。 ○農業高校・農業大学校等農業教育機関からの学生・生徒の研修受入れが行われていること。
5. 農業従事の態様改善	○休日制や臨時雇用の導入など労働負担軽減等が図られていること。 ○社宅の設置、社員研修、雇用保険加入などの農業従事者の労働環境の整備等が図られていること。
6. 経営の内容、部門の特徴的な取組、地域への貢献等 (1) 経営の内容・経営者としての資質	○収益性(所得、資本収益性等)、生産性(土地生産性、労働生産性等)、財政面の持続性・安定性(自己資本比率、負債額等)、革新性、IT等の活用による経営管理の高度化、経営の多角化・複合化など経営の安定化、販路拡大や商品開発など消費者ニーズへの対応、食品安全、人材育成、自己の経営の客観的な評価・分析等に取り組んでいること。 ○困難な状況の克服、明確な経営哲学、後継者の育成・確保、経済変動への対応力等を備えていること。
(2) 部門の特徴的な取組	○担い手の経営発展を支えるため、地域の関係機関と連携する等により、農業技術の指導、経営相談への対応、農業者の法人化支援のコーディネートや6次産業化への支援等に取り組んでいること。 ○農業教育の実践や農業研修生の受入れ等を通じ、新規就農の促進、青年農業者の育成、独立・自営就農希望者等の育成などに取り組んでいること。 ○上記の取組が、就農者等の定着、担い手の技術の向上、経営規模拡大等に寄与し、特に評価できること。
(3) 地域への貢献	○地域の農業者や関係機関等に広く評価され、地域の担い手育成のモデルケースとしての波及の可能性、地域のリーダー的指導力、地域社会への貢献等に取り組んでいること。

(別表第4) 選賞審査基準 (第3の(1)の⑥の(イ))

審査項目	審査基準
1. 現場のコーディネート活動	○人・農地プランの協議の場へ参加し、事業説明・質疑応答や機構に農地を貸し付けることを希望する者のリストの作成に協力していること。 ○人・農地プランの協議の場や機構活用に向けた権利調整のための集落座談会・打合せを企画していること。 ○戸別訪問やアンケート調査等出し手農地の掘り起こしや受け手と出し手のマッチング調整を行う等、農地中間管理事業の活用に向けて積極的かつ具体的な調整

	<p>活動を展開していること。 ○上記の調整活動を通じて、農地中間管理機構を通じた貸借の合意が成立されていること。</p>
<p>2. 農地集積・集約化等</p>	<p>ア 配点対象地区のうち、任意の1地区において、担い手への農地の集積率の達成率が3割以上増加していること。 達成率(%) = (b - a) / (100 - a) × 100 a : 事業前の担い手への農地の集積率 b : 事業後の担い手への農地の集積率</p> <p>イ アで選択した地区における機構の活用率が1割以上増加していること。 機構活用率(%) = (m - k) / (n - k) × 100 k : 事業前の機構の借入面積 m : 事業後の機構の借入面積 n : 地区の農用地面積</p> <p>ウ アで選択した地区における担い手への農地の集約化率が1割以上増加した地区であること。 集約化率(%) = (p - q) / (p - n) × 100 p : 事業前の担い手ごとの団地数 q : 事業後の担い手ごとの団地数 n : 事業後の地区内の担い手数</p>
<p>3. 農作業の効率化等への支援の紹介</p>	<p>○事業実施を通じて、農作業の効率化、基盤整備の実施、経営規模の拡大、6次産業化等の新たな取組、鳥獣被害対策、担い手の事務負担の軽減、経営管理の合理化等について、支援機関への紹介が行われていること。</p>
<p>4. 部門の特徴的な取組、地域への貢献等 (1) 各部門の特徴的な取組</p>	<p>○農地中間管理事業の活用を契機として、地域の遊休農地の発生防止・解消に取り組んでいること。 ○新規就農の促進や企業参入等担い手の確保の取組と併せて農地中間管理事業を活用し、地域の農業構造の改革に取り組んでいること。 ○機構事業を基盤整備事業(機構関連事業を含む。)や農地耕作条件改善事業を併せて行うことにより、事業効果を高めていること。 ○機構事業の活用を契機として、集落営農の法人化等営農体系の整備を進めていること。 ○中山間地域や果樹産地において、農地中間管理事業の活用等により農地の集積・集約化を進めていること。 ○事業参加の反対者に対して継続的な説得により事業に参加させたり、事業実施の支障となる農地の境界に係る課題を解決する等、事業の推進上の課題を解決し事業効果を向上させていること等。</p>
<p>(2) 効果的な事業推進の取組</p>	<p>○農地情報公開システム等を活用し、耕作者ごとに色分けした地図を作成する等、各地域での話し合いを効果的に進めていること。 ○農業者の意向や貸出希望農地の情報を収集・整理し、機構等に随時又は定期的に情報提供する等、効果的に関係機関との情報共有を図っていること。 ○その他独自の資料やツールを活用して現場のコーディネート活動を行う等、事業推進を効果的に進めていること等。</p>
<p>(3) 地域への貢献</p>	<p>○地域の農業者や関係機関等からの幅広い評価、地域の農地集積・集約化のモデルケースとして波及(メディアへの掲載数や広報活動等)の可能性、地域社会への貢献等に取り組んでいること。</p>